

平成 29 年 第 8 回

柳川市農業委員会総会議事録

平成 29 年 8 月 10 日

柳川市農業委員会

第 8 回 柳 川 市 農 業 委 員 会 総 会 議 事 録

日 時 平成29年 8 月10日 午後 2 時～午後 3 時10分

場 所 大和庁舎 大会議室

出 欠 者 出席者 32名 欠席者 5名

議 題 議案第43号

1. 農地法第 3 条の規定による許可申請について

議案第44号

1. 農地法第 4 条の規定による許可申請について

議案第45号

1. 農地法第 5 条の規定による許可申請について

議案第46号

1. 農地移動適正化あっせん委員の指名について

議案第47号

1. 柳川市農用地利用集積計画について

議案第48号

1. 柳川市農業委員会の委員の選任に関する規則及び柳川市農地利用最適
化推進委員の委嘱に関する規則の制定について

報 告

1. 農地法第18条第 6 項の規定による通知について

2. 農地の使用貸借権設定解約届出について

出席委員（32名）

- | | | | | | | | | | |
|-----|---|---|---|-----|-----|----|-----|---|---|
| 1番 | 龍 | 光 | 義 | 2番 | 藤 | 吉 | 篤三郎 | | |
| 3番 | 猿 | 渡 | 昭 | 光 | 4番 | 松 | 藤 | 正 | 之 |
| 5番 | 田 | 中 | 雅 | 美 | 6番 | 龍 | 繁 | 樹 | |
| 7番 | 堤 | 保 | 久 | 8番 | 小 | 宮 | カヲル | | |
| 9番 | 山 | 田 | 善 | 治 | 10番 | 高 | 田 | 一 | 利 |
| 11番 | 乘 | 富 | 日 | 登士 | 12番 | 梅 | 崎 | 和 | 弘 |
| 14番 | 高 | 田 | 學 | 15番 | 大 | 淵 | 秀 | 樹 | |
| 16番 | 梅 | 崎 | 武 | 秀 | 17番 | 田 | 中 | 政 | 寛 |
| 18番 | 野 | 口 | 秀 | 一 | 19番 | 太 | 田 | 英 | 介 |
| 20番 | 樽 | 見 | 哲 | 也 | 21番 | 三小 | 田 | 由 | 勝 |
| 23番 | 松 | 藤 | 和 | 彦 | 24番 | 松 | 藤 | 一 | 利 |
| 25番 | 津 | 村 | 利 | 正 | 26番 | 大 | 津 | 敏 | 男 |
| 27番 | 松 | 藤 | 政 | 義 | 28番 | 櫻 | 木 | 利 | 和 |
| 29番 | 田 | 中 | 満 | 義 | 30番 | 久 | 保 | 泰 | 道 |
| 31番 | 與 | 田 | 義 | 之 | 34番 | 島 | 添 | 茂 | 樹 |
| 36番 | 吉 | 開 | 健 | 37番 | 新 | 開 | 延 | 孝 | |

欠席委員（5名）

- | | | | | | | | | | |
|-----|---|---|---|---|-----|---|---|---|---|
| 13番 | 椛 | 島 | 練 | 二 | 22番 | 江 | 崎 | 保 | 夫 |
| 32番 | 三 | 浦 | 榮 | 一 | 33番 | 藤 | 丸 | 正 | 勝 |
| 35番 | 鶴 | 田 | 信 | 行 | | | | | |

本会議に出席した事務局職員

事務局長 石川 時宗

事務局次長 森田 由猪佳

事務局職員 田中 道博

午後 2 時 開会

○事務局長（石川時宗君）

それでは、定刻になりましたので、総会を始めさせていただきます。

起立、礼、着席願います。

本日は新開会長が出席でございます。したがって、柳川市農業委員会会議規則第 4 条の規定により、会長が議長となりますので、最後までよろしく申し上げます。

それでは、新開会長よろしくお願いたします。

○議長（新開延孝君）

皆さんこんにちは。本日は平成29年第 8 回柳川市農業委員会総会を開催いたしましたところ、お暑い中に御出席いただきまして、まことにありがとうございます。

ことしの夏も例年以上に厳しい猛暑が続いております。私たちの体がこの厳しい暑さに十分なれていないために、熱中症になるリスクが高くなると言われています。委員の皆さん方も、健康が第一です。熱中症予防対策には十分心がけていただきたいと思います。

それから、きょうは総会終了後に、皆さんたちも御存じのとおり、農地パトロールを毎年 8 月に実施しておりますので、この総会終了後に打ち合わせをしますので、最後までよろしくお願いたします。

それでは、本日の出席委員は32名、定足数であります。よって、ただいまから平成29年第 8 回柳川市農業委員会の総会を開会いたします。

事務局より議案の朗読をお願いします。

○事務局（田中道博君）

皆さんこんにちは。座りまして議案を朗読させていただきます。

平成29年

第 8 回柳川市農業委員会総会議案

議案第43号

1. 農地法第 3 条の規定による許可申請について

議案第44号

1. 農地法第 4 条の規定による許可申請について

議案第45号

1. 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第46号

1. 農地移動適正化あっせん委員の指名について

議案第47号

1. 柳川市農用地利用集積計画について

議案第48号

1. 柳川市農業委員会の委員の選任に関する規則及び柳川市農地利用最適化推進委員の委嘱に関する規則の制定について

報 告

1. 農地法第18条第6項の規定による通知について
2. 農地の使用貸借権設定解約届出について

その他

平成29年8月10日提出

柳川市農業委員会会長 新 開 延 孝

○議長（新開延孝君）

今回提案しております案件は、議案第43号から議案第48号までの6件と報告2件であります。

本日の議事録署名委員に、12番梅崎和弘委員、25番津村利正委員を指名いたします。

早速、議案の審議に入ります。

議案第43号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局より議案の朗読並びに説明をお願いします。

○事務局（田中道博君）

議案第43号

1. 農地法第3条の規定による許可申請について

下記農地を双方合意の上、所有権（賃借権）を移転（設定）したく農地法第3条の規定による許可申請があったので、承認方法施行令第1条の規定に基づき付議する。

申請番号1番、農地の所在、〇〇、地目・田、面積1,565平米、自作。譲受人、〇〇。世帯員、総員4名、稼働員2名。所有面積40アール、耕作面積40アール。移転理由、経営拡大。譲渡人、〇〇。世帯員、総員4名、稼働員ゼロ名。所有面積77アール、耕作面積15アール。移転理由、離農。契約種類、売買。

申請番号2番、農地の所在、〇〇、地目・田、面積1,410平米、自作。譲受人、〇〇。世帯員、総員3名、稼働員1名。所有面積1アール、耕作面積12アール。移転理由、経営拡大。譲渡人、〇〇。世帯員、総員2名、稼働員1名。所有面積14アール、耕作面積38アール。移転理由、経営縮小。契約種類、賃貸借権の設定。

申請番号3番、農地の所在、〇〇、地目・田、面積3,770平米、自作。譲受人、〇〇。世帯員、総員3名、稼働員1名。所有面積1アール、耕作面積12アール。移転理由、経営拡大。譲渡人、〇〇。世帯員、総員4名、稼働員3名。所有面積75アール、耕作面積104アール。移転理由、経営縮小。契約種類、賃貸借権の設定。

申請番号4番、農地の所在、〇〇、地目・田、面積86平米、自作。譲受人、〇〇。世帯員、総員2名、稼働員1名。所有面積87アール、耕作面積64アール。移転理由、経営拡大。譲渡人、〇〇。世帯員、総員2名、稼働員2名。所有面積42アール、耕作面積415アール。移転理由、経営縮小。契約種類、売買。

申請番号5番、農地の所在、〇〇、地目・田、面積402平米外1筆、合計742平米。自作。譲受人、〇〇。世帯員、総員1名、稼働員1名。所有面積27アール、耕作面積45アール。移転理由、経営拡大。譲渡人、〇〇。世帯員、総員2名、稼働員1名。所有面積7アール、耕作面積14アール。移転理由、経営縮小。契約種類、売買。

申請番号6番、農地の所在、〇〇、地目・田、面積425平米、自作。譲受人、〇〇。世帯員、総員3名、稼働員2名。所有面積89アール、耕作面積89アール。移転理由、経営拡大。譲渡人、〇〇。世帯員、総員2名、稼働員ゼロ名。所有面積4アール、耕作面積4アール。移転理由、離農。契約種類、売買。

申請番号7番、農地の所在、〇〇、地目・田、面積2,976平米、小作。譲受人、〇〇。世帯員、総員2名、稼働員1名。所有面積90アール、耕作面積204アール。移転理由、借り受け(再設定)。譲渡人、〇〇。同一世帯。移転理由、子へ貸し付け(農年関係)。契約種類、使用貸借権の設定。

申請番号8番、農地の所在、〇〇、地目・田、面積2,183平米外1筆、合計2,280平米。自

作。譲受人、〇〇。世帯員、総員 5 名、稼働員 2 名。所有面積43アール、工作面積44アール。移転理由、親から受贈。譲渡人、〇〇。同一世帯。移転理由、子へ贈与。契約種類、贈与。

申請番号 9 番、農地の所在、〇〇、地番948、地目・田、面積1,187平米、自作。譲受人、〇〇。世帯員、総員 5 名、稼働員 2 名。所有面積43アール、耕作面積44アール。移転理由、義父から受贈。譲渡人、〇〇。世帯員、総員 2 名、稼働員 1 名。所有面積87アール、耕作面積238アール。移転理由、娘婿へ贈与。契約種類、贈与。

○事務局次長（森田由猪佳君）

それでは、3 条について補足説明を行います。

申請番号 1 番は、〇〇さんが離農のため、経営拡大を希望する〇〇さんへの所有権移転・売買の申請であります。代金は〇〇円。

申請番号 2 番は、〇〇さんが経営縮小のため、経営拡大を希望する〇〇さんへの賃貸借権の設定を行うための申請であります。

申請番号 3 番は、〇〇さんが経営縮小のため、経営拡大を希望する〇〇さんへの賃貸借権の設定を行うための申請であります。

申請番号 4 番は、〇〇さんが経営縮小のため、経営拡大を希望する〇〇さんへの所有権移転・売買の申請であります。代金は〇〇円。

申請番号 5 番は、〇〇さんが経営縮小のため、経営拡大を希望する〇〇さんへの所有権移転・売買の申請であります。代金は〇〇円。

申請番号 6 番は、〇〇さんが離農のため、経営拡大を希望する〇〇さんへの所有権移転・売買の申請であります。代金は〇〇円。

申請番号 7 番は、〇〇さんが農業者年金受給のため、子の〇〇さんと使用貸借権の設定を行っていましたが、平成29年 8 月 9 日で期間満了のため、再設定するための申請であります。

申請番号 8 番は、〇〇さんが子へ贈与のため、親から受贈する〇〇さんへの所有権移転・贈与の申請であります。

申請番号 9 番は、〇〇さんが娘婿へ贈与のため、義父から受贈する〇〇さんへの所有権移転・贈与の申請であります。

申請番号 1 番から 9 番は、議案書にありますとおり農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。

○議長（新開延孝君）

事務局より議案の朗読並びに説明が終わりました。

議案第43号について御意見、御質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新開延孝君）

お諮りいたします。御意見、御質問なしと認め、採決したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新開延孝君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案を承認することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（新開延孝君）

賛成全員であります。よって、議案第43号については提案どおり承認することに決定いたしました。

次は、議案第44号 農地法第4条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局より議案の朗読並びに説明をお願いします。

○事務局（田中道博君）

議案第44号

1. 農地法第4条の規定による許可申請について

下記農地を農地以外の目的に供するため、農地法第4条の規定による許可申請があったので承認方同条第2項の規定により付議する。

こちらにつきましては、別紙4条申請箇所図を一緒にごらんください。

申請番号1番、農地の所在、〇〇、地目・田、面積998平米。申請人、〇〇。転用目的、ノリ資材置き場。所要面積998平米。立地条件、東・道路、西・用悪水路、南・田（申請人）、北・宅地。転用詳細、ノリ資材置き場建設のため。

申請番号2番、農地の所在、〇〇、地目・田、面積459平米。申請人、〇〇。転用目的、

貸駐車場。所要面積459平米。立地条件、東・用悪水路、西・道路、南・雑種地、北・宅地。
転用詳細、貸駐車場建設のため。

○事務局次長（森田由猪佳君）

それでは、4条について補足説明を行います。

申請番号1番は、農漁業を営んでいる〇〇さんが申請地にノリ資材置き場を建設するための申請であります。場所は別紙箇所図の1番です。

申請番号2番は、〇〇さんが申請地に貸し駐車場を建設するための申請であります。場所は別紙箇所図の2番です。

農地法に基づく農地転用許可の検討事項について説明します。

申請番号1番の農地の区分は、おおむね10ヘクタール以上の一団の農地であり、第1種農地と判断します。第1種農地は原則不許可ですが、本件は集落接続として設置されるものであるため、転用目的は問題ないと考えます。

申請番号2番の農地の区分は、用途地域内の第2種住居地域であり、第3種農地と判断します。よって、転用目的は問題ないと考えます。

○議長（新開延孝君）

事務局より議案の朗読並びに説明が終わりました。

議案第44号について御意見、御質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新開延孝君）

お諮りいたします。御意見、御質問なしと認め、採決したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新開延孝君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案を承認することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（新開延孝君）

賛成全員であります。よって、議案第44号については提案どおり承認することに決定いたしました。

次は、議案第45号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局より議案の朗読並びに説明をお願いします。

○事務局（田中道博君）

議案第45号

1. 農地法第5条の規定による許可申請について

下記農地を農地以外の目的に供するため、所有権（賃借権）を移転（設定）したく、農地法第5条の規定による許可申請があったので、承認方同条第3項の規定により付議する。

こちらにつきましても、別紙5条申請箇所図を一緒にごらんください。

申請番号1番、農地の所在、〇〇、地目・田、面積452平米外1筆、合計524平米。申請人、〇〇。相手方、〇〇。転用目的、月決め有料駐車場。所要面積524平米。契約種類、売買。立地条件、東・雑種地、西・5条申請地、南・道路、北・宅地。転用詳細、月決め有料駐車場建設のため。

申請番号2番、農地の所在、〇〇、地目・田、面積17平米外2筆、合計542平米。申請人、〇〇。相手方、〇〇。転用目的、月決め有料駐車場。所要面積542平米。契約種類、売買。立地条件、東・5条申請地、西・雑種地、南・道路、北・宅地。転用詳細、月決め有料駐車場建設のため。

申請番号3番、農地の所在、〇〇、地目・田、面積317平米外1筆、合計544平米。申請人、〇〇。相手方、〇〇。転用目的、月決め有料駐車場。所要面積544平米。契約種類、売買。立地条件、東・雑種地、西・雑種地、南・宅地、北・道路。転用詳細、月決め有料駐車場建設のため。

申請番号4番、農地の所在、〇〇、地目・田、面積985平米外1筆、合計1,854平米。申請人、西浜武、〇〇。相手方、〇〇。転用目的、駐車場。所要面積1,854平米。契約種類、賃貸借権の設定。立地条件、東・宅地、田（申請人）、用悪水路、西・宅地、南・宅地、北・用悪水路、田（申請人）。転用詳細、駐車場建設のため。

申請番号5番、農地の所在、〇〇、地目・田、面積1,139平米外1筆、合計1,902平米。申請人、〇〇。相手方、〇〇。転用目的、貸し駐車場。所要面積1,902平米。契約種類、売買。

立地条件、東・用悪水路、西・道路、南・宅地、北・田（承諾あり）。転用詳細、貸駐車場建設のため。

申請番号6番、農地の所在、〇〇、地目・田、面積281平米外1筆、合計686平米。申請人、〇〇。相手方、〇〇。転用目的、漁業用資材置き場。所要面積686平米。契約種類、売買。立地条件、東・田（申請人）、西・道路、南・田（申請人）、北・雑種地。転用詳細、漁業用資材置き場建設のため。

申請番号7番、農地の所在、〇〇、地目・田、面積109平米。申請人、〇〇。相手方、おのおの持ち分3分の1、〇〇外2名。転用目的、自己用住宅。所要面積109平米。契約種類、売買。立地条件、東・用悪水路、西・宅地、南・宅地、北・宅地。転用詳細、自己用住宅建設のため。既存宅地と一体利用。

申請番号8番、農地の所在、〇〇、地目・田、面積310平米。申請人、〇〇。相手方、〇〇。転用目的、ノリ資材置き場。所要面積310平米。契約種類、売買。立地条件、東・雑種地、西・宅地、南・宅地、北・雑種地。転用詳細、ノリ資材置き場建設のため。

申請番号9番、農地の所在、〇〇、地目・田、面積397平米外1筆、合計749平米。申請人、〇〇。相手方、〇〇。転用目的、建売住宅4棟及び道路。所要面積749平米。契約種類、売買。立地条件、東・田（承諾あり）、西・田（承諾あり）、南・道路、北・道路。転用詳細、建売住宅4棟及び道路建設のため。既存宅地と一体利用。

申請番号10番、農地の所在、〇〇、地目・田、面積1,051平米。申請人、〇〇。相手方、〇〇。転用目的、ノリ加工作業所。所要面積1,051平米。契約種類、売買。立地条件、東・宅地、西・道路、南・道路、北・田（承諾あり）、宅地。転用詳細、ノリ加工作業所建設のため。

申請番号11番、農地の所在、〇〇、地目・田、面積362平米外5筆、合計6,342平米。申請人、〇〇。相手方、江曲北、〇〇外3名。転用目的、宅地分譲22区画及び道路。所要面積6,342平米。契約種類、売買。立地条件、東・用悪水路、道路、西・宅地、用悪水路、南・宅地、用悪水路、北・宅地、用悪水路。転用詳細、宅地分譲22区画及び道路建設のため。

○事務局次長（森田由猪佳君）

それでは、5条について補足説明を行います。

申請番号1番、2番、3番は、〇〇さんが申請地に月決め有料駐車場を建設するための申請であります。契約の種類は売買。代金は、1番、2番については、それぞれ〇〇円。3番

が〇〇円。場所は別紙箇所図の1番、2番、3番です。

申請番号4番は、〇〇さんが申請地に駐車場を建設するための申請であります。契約の種類は賃貸借権の設定。場所は別紙箇所図の4番です。

申請番号5番は、〇〇さんが申請地に貸し駐車場を建設するための申請であります。契約の種類は売買。代金は〇〇円。場所は別紙箇所図の5番です。

申請番号6番は、漁業を営んでいる〇〇さんが申請地に漁業用資材置き場を建設するための申請であります。契約の種類は売買。代金は〇〇円。場所は別紙箇所図の6番です。

申請番号7番は、〇〇さんが申請地に自己用住宅を建設するための申請であります。契約の種類は売買。代金は〇〇円。場所は別紙箇所図の7番です。

申請番号8番は、漁業を営んでいる〇〇さんが申請地に漁業用資材置き場を建設するための申請であります。契約の種類は売買。代金は〇〇円。場所は別紙箇所図の8番です。

申請番号9番は、〇〇さんが申請地に建て売り住宅4棟及び道路用地を建設するための申請であります。契約の種類は売買。代金は〇〇円。場所は別紙箇所図の9番です。

申請番号10番は、水産業を営んでいる〇〇さんが申請地にノリの加工作業所を建設するための申請であります。契約の種類は売買。代金は〇〇円。場所は別紙箇所図の10番です。

申請番号11番は、〇〇さんが申請地に宅地分譲22区画及び道路用地を建設するための申請であります。契約の種類は売買。代金は〇〇円。場所は別紙箇所図の11番です。

農地法に基づく農地転用許可の検討事項について説明します。

申請番号1番、2番、3番の農地の区分は、用途地域内の近隣商業地域であり、第3種農地と判断します。よって、転用目的は問題ないと考えます。

申請番号4番、5番、7番の農地の区分は、おおむね10ヘクタール未満の一団の農地で、第2種農地と判断します。よって、転用目的は問題ないと考えます。

申請番号6番、8番の農地の区分は、用途地域内の第1種住居地域であり、第3種農地と判断します。よって、転用目的は問題ないと考えます。

申請番号9番の農地の区分は、おおむね300メートル以内に〇〇駅があり、第3種農地と判断します。よって、転用目的は問題ないと考えます。

申請番号10番の農地の区分は、おおむね10ヘクタール以上の一団の農地であり、第1種農地と判断します。第1種農地は原則不許可ですが、本件は集落接続として設置されるものであるため、転用目的は問題ないと考えます。

申請番号11番の農地の区分は、用途地域内の第2種中高層住居地域であり、第3種農地と判断します。よって、転用目的は問題ないと考えます。

○議長（新開延孝君）

事務局より議案の朗読並びに説明が終わりました。

議案第45号について御意見、御質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新開延孝君）

お諮りいたします。御意見、御質問なしと認め、採決したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新開延孝君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案を承認することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（新開延孝君）

賛成全員であります。よって、議案第45号については提案どおり承認することに決定いたしました。

次は、議案第46号 農地移動適正化あっせん委員の指名についてを議題といたします。

事務局より議案の朗読をお願いします。

○事務局（田中道博君）

議案第46号

1. 農地移動適正化あっせん委員の指名について

下記農地の所有権を移転したく柳川市農地移動適正化あっせん事業実施要領の規定によりあっせん申出書を受理したので、あっせん委員の指名方付議する。

受理番号1番、農地の所在、〇〇、地目・田、面積2,819平米外1筆。申出人、〇〇、〇〇。理由、平成29年7月20日申し出（離農のため）。

受理番号2番、農地の所在、〇〇、地目・田、面積1,254平米外1筆。申出人、〇〇、〇〇

○。理由、平成29年7月20日申し出（経営縮小のため）。

受理番号3番、農地の所在、〇〇、地目・田、面積1,445平米外4筆。申出人、〇〇、〇

○。理由、平成29年7月6日申し出（離農のため）。

受理番号4番、農地の所在、〇〇、地目・田、面積2,300平米。申出人、〇〇、〇〇。理由、平成29年7月14日申し出（離農のため）。

受理番号5番、農地の所在、〇〇、地目・田、面積823平米外7筆。申出人、〇〇、〇〇。理由、平成29年7月10日申し出（離農のため）。

以上です。

○議長（新開延孝君）

事務局より議案の朗読が終わりました。

本案の1番、2番は両開地区、3番、4番は昭代地区、5番は蒲池地区でありますので、同地区の委員にお願いしたいと思いますが、御意見、御質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新開延孝君）

お諮りいたします。議案第46号の申請番号1番、2番は3番猿渡昭光委員、4番松藤正之委員、7番堤保久委員、8番小宮カヲル委員、申請番号3番は13番椛島練二委員、17番田中政寛委員、19番太田英介委員。申請番号4番は11番乗富日登士委員、12番梅崎和弘委員、14番高田學委員、16番梅崎武秀委員、申請番号5番は15番大淵秀樹委員、18番野口秀一委員、20番樽見哲也委員を指名することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新開延孝君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案のあっせん委員に、申請番号1番、2番は3番猿渡昭光委員、4番松藤正之委員、7番堤保久委員、8番小宮カヲル委員、申請番号3番は13番椛島練二委員、17番田中政寛委員、19番太田英介委員。申請番号4番は11番乗富日登士委員、12番梅崎和弘委員、14番高田學委員、16番梅崎武秀委員、申請番号5番は15番大淵秀樹委員、18番野口秀一委員、20番樽見哲也委員を指名することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（新開延孝君）

賛成全員であります。よって、議案第46号については、先ほどの14名の委員を指名することに決定いたしました。

次は、議案第47号 柳川市農用地利用集積計画について、所有権移転の整理番号1番を議題といたします。

本案は、議席番号〇〇番〇〇委員の提出議案となっておりますので、柳川市農業委員会会議規則第10条の規定により、〇〇委員の退席をお願いします。

〔〇〇委員 退席〕

○議長（新開延孝君）

事務局より議案の朗読をお願いします。

○事務局（田中道博君）

議案第47号

1. 柳川市農用地利用集積計画について

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により柳川市農用地利用集積計画を樹立したく柳川市長より決定を求められたので付議する。

こちらにつきましては、まず最初に、別紙農用地利用集積事業公告概要表、所有権移転関係をごらんください。

農用地利用集積事業公告概要表。公告年月日、平成29年8月14日。

1. 所有権移転関係。利用権の種類、所有権移転。地目別、田。農用地の利用内容、水田として。面積1万1,303平米。筆数5筆。売り手1名、買い手3名。

裏面をごらんください。

各筆明細。所有権を移転する土地、所在地、〇〇、計1筆。現況、田。面積1,760平米。所有権を移転する者（売り手）、住所、福岡市中央区天神4丁目10-12。氏名、公益財団法人福岡県農業振興推進機構理事長、緒方義範。権利の種類、所有権。農用地の利用内容、水田として。所有権の移転時期、対価の支払時期、引渡の時期、いずれも平成29年8月25日。対価〇〇円。対価の支払方法、〇〇。所有権の移転を受ける者（買い手）、整理番号1番、住所、〇〇。氏名、〇〇。

○議長（新開延孝君）

事務局より議案の朗読が終わりました。

議案第47号 整理番号1番について御意見、御質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新開延孝君）

お諮りいたします。御意見、御質問なしと認め、採決したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新開延孝君）

御異議なしと認め、採決いたします。本案を承認することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（新開延孝君）

賛成全員であります。よって、議案第47号、整理番号1番については、提案どおり承認することに決定いたしました。

ここで、〇〇委員の退席を解除します。

〔〇〇委員 着席〕

○議長（新開延孝君）

続きまして、議案第47号 柳川市農用地利用集積計画について、所有権移転の整理番号2番、3番及び農地中間管理事業を議題といたします。

事務局より議案の朗読をお願いします。

○事務局（田中道博君）

所有権を移転する土地、所在地、〇〇、〇〇、計2筆。現況、田。面積2,378平米、738平米、合計3,116平米。所有権を移転する者（売り手）、住所、福岡市中央区天神4丁目10-12、氏名、公益財団法人福岡県農業振興推進機構理事長、緒方義範。権利の種類、所有権。農用地の利用内容、水田として。所有権の移転時期、対価の支払時期、引渡の時期、平成29年8月25日。対価、〇〇円。対価の支払方法、〇〇。所有権の移転を受ける者（買い手）、整理番号2番、住所、〇〇、氏名、〇〇。外1件です。

続きまして、利用権設定関係をごらんください。

農用地利用集積事業公告概要表。公告年月日、平成29年8月14日。

1. 利用権設定関係（農地中間管理事業）。

こちらにつきましては、合計部分のみを朗読いたしますので、3ページをごらんください。

合計。存続期間、始期、平成29年11月1日。

利用権の種類、賃借権。通年期間借地、通年。地目別、田。対象作物、水稻・麦・大豆。

面積27万3,642.27平米。筆数171筆。関係農家数、貸し手61戸、借り手1戸。

利用権の種類、使用貸借。通年期間借地、通年。地目別、田。対象作物、水稻・麦・大豆。

面積10万4,436平米。筆数62筆。関係農家数、貸し手23戸、借り手1戸。

合計面積、37万8,078.27平米。合計筆数、233筆。合計関係農家数、貸し手84戸、借り手2戸。

詳細につきましては、各筆明細をごらんください。

以上で、今回付議された農用地利用集積計画につきましては、全て農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上です。

○議長（新開延孝君）

事務局より議案の朗読が終わりました。

議案第47号の整理番号2番、3番及び農地中間管理事業について御意見、御質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新開延孝君）

お諮りいたします。御意見、御質問なしと認め、採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新開延孝君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案を承認することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（新開延孝君）

賛成全員であります。よって、議案第47号の整理番号2番、3番及び中間管理事業については提案どおり承認することに決定いたしました。

次は、議案第48号 柳川市農業委員会の委員の選任に関する規則及び柳川市農地利用最適

化推進委員の委嘱に関する規則の制定についてを議題といたします。

事務局より議案の朗読、説明をお願いします。

○事務局（田中道博君）

議案第48号

1. 柳川市農業委員会の委員の選任に関する規則及び柳川市農地利用最適化推進委員の委嘱に関する規則の制定について

農業委員会法改正に伴う新制度移行について、柳川市農業委員会の委員の選任に関する規則及び柳川市農地利用最適化推進委員の委嘱に関する規則の制定について承認方付議する。

○事務局長（石川時宗君）

そしたら、説明をしていきたいと思いますので、よろしくお願いします。

先ほども申しましたように、このたびの法改正に伴う新制度移行ということになります。そこで、新農業委員は市長が任命すると。それから、農地利用最適化推進委員については農業委員会が委嘱をするということになっておりますので、その選任に関する規則ということでございます。

まずは、1ページ目をごらんいただきたいと思います。

そこに、柳川市農業委員会の委員の選任に関する規則ということで書いております。ポイントのみを説明していきたいと思いますので、御了承をお願いしたいと思います。

まず、趣旨の第1条、これについては省かせていただきます。

それから、第2条の選任の方法ということで、第2条で、農業委員会法で公募で行うということになっておりますので、次の3つの方法で選任することといたしております。

それで、(1)に農業者その他関係者からの推薦ということが1番ですね。それから、2番目が、農業者が組織する団体——農業者団体からの推薦ということが2番ですね。そして、3番に本人が応募するということで一般募集ということで、3つの方法で選任ということにしていきたいと思っております。

それから、第3条の委員の資格につきましては、これは適格条項ですので、省略させていただきます。

それから、1ページの最後のほうになりますけど、第4条に推薦及び募集の手續等ということで、第4条で、第2条に基づき応募の手續の方法をそこに3つ書いております。

1つ目は、農業者等が推薦する場合は、3人以上が連署し、柳川市農業委員会推薦書（一般用）様式第1号により推薦するものということです。それから、2番目が、農業者団体が推薦する場合は、柳川市農業委員会委員推薦書（団体用）の様式第2号により推薦するということになっております。そして、最後に、本人が応募する場合につきましては、本人応募用の様式第3号によって手續を行ってくださいということになっております。

それで、別刷りで、一応記入例とかも書いておる分を配付しておりますので、最後に御説明をしたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

それで、第5条ですね、推薦及び募集の通知については、そこに書いてあるとおりですので、省かせていただきます。

それから、第6条、推薦及び募集の期間ということで、法でおおむね1カ月ということに決まっておりますので、柳川市については9月1日から9月28日までを募集の受け付け期間ということとしていきたいということを思っております。

それから、第7条の応募状況等の公表については、募集の中間、それから、終了後にホームページ等に掲載するというので公表するものということになっております。

それから、第8条の候補者の評価ということで、この募集に従って、委員の候補者について柳川市の農業委員の候補者の評価委員会ということで、それを設けて、その評価及び意見を求めて市長に意見を報告するというので、やはり近隣市町村もそういう評価委員会を組織しながらやっておるところでございます。

それから、第9条の委員の任命につきましては、市長は評価委員の意見を尊重して柳川市議会の同意を得て委員を任命するということになっております。

それから、委員の補充については、そこに書いてあるとおりでございますので、省かせていただきます。

第11条についても、同じようなことになっておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それで、引き続きですけど、3ページ目になります。

柳川市農地利用最適化推進委員の委嘱に関する規則ということで、そこに書いております。農業委員会の委員と同じようなところは省かせていただきたいと思いますので、異なる部

分だけ、第2条と第8条について御説明させていただきたいと思います。

まず、3ページの第2条になります。推進委員が担当する区域ということで、推進委員を募集する場合は、あらかじめ担当する区域について決めておきなさいということになっておりますので、5ページ目のところに担当区域と、それから、推進委員の人員をそこに書いてあるとおりでございます。

それから、4ページ目の第8条ですね、推進委員の選定についてということで、これについては、農業委員会の総会で決定する事項になっております。選定までは委員さんの代表の検討委員会とかで御審議をよろしくお願ひしたいと思っております。

駆け足で御説明申し上げて、わかりにくかったと存じますので、最後に募集様式の記入例を別刷りで配付しておりますので、こちらをごらんいただきたいと思います。

先ほど説明しましたとおり、3つの種別で行っていくということで、まず、様式第1号については農業者とかの一般用の推薦と、それから、様式第2号につきましては、農業者団体用の推薦用紙ということですね。そして、最後に3番目が本人応募用の推薦用紙ということでございます。

それで、一応記入例ということでそこに書いておりますけど、様式第1号の裏面を見てくださいと思います。

真ん中ぐらいですかね、認定農業者の欄があります。1番が認定農業者である、2番が認定農業者に準ずる者である、それから、3番が該当なしということで、認定農業者の欄について、じゃ、認定農業者という定義でございますけど、一応二通りの定義ということで、認定農業者である個人ですね、個人の認定農業者さん、それから、認定農業者である法人の役員さんまでは認定農業者で判断をしていくということになっております。

その次の2番の認定農業者に準ずる者とはどういうものかということで、一応下のほうに小さくは書いておりますけど、例えば、認定農業者は受けなくても集落営農組織の役員さん、それとか、そこに書いていますように、人・農地プランに位置づけられた農業者ということで、農業基本構想の水準に達している方などは準ずる者に該当するというので、国のほうから示されております。

その分をよろしくお含みおきをいただき、御協力方よろしくお願ひしたいと思っております。それで、一応ホームページにも申請書の様式については掲載をしていくことにしております。

なお、立候補者の添付書類としては、住民票をつけていただくということに考えておりますので、よろしく申し上げます。

今後とも委員の皆さん方に御支援を賜って進めてまいりたいと思っておりますので、最後までよろしく願い申し上げます。

以上です。

○議長（新開延孝君）

事務局より議案の朗読が終わりました。

議案第48号について御意見、御質問はありませんか。（「いいですか」と呼ぶ者あり）はい、どうぞ。

○3番（猿渡昭光君）

今後、この分を周知するために各組織で説明があるということだったが、どういう組織に説明するのか。

○事務局長（石川時宗君）

一応、今各支所の農事組合長会のほうで回って説明をしております。それから、認定農業者の協議会のほうにも周知ということとしていくつもりでございます。

○議長（新開延孝君）

よろしいでしょうか。

○3番（猿渡昭光君）

わかりました。

○議長（新開延孝君）

ほかに御質問ないですか。

○26番（大津敏男君）

評価委員会ですね、柳川市農業委員会委員候補者評価委員会というとはどういうもんじゃい、ちょっと説明を。

○事務局長（石川時宗君）

評価委員会ということで、今、一応近隣市町村に倣ってということをおっしゃるので、この農業委員会の三役というか、会長さん、副会長さん、それから、行政側としては副市長をトップとして農政関係の職員ということで、7名以内で構成を考えておるところでございます。

○議長（新開延孝君）

ほかにどなたか御質問ある方ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新開延孝君）

お諮りいたします。ほかに御意見、御質問なしと認め、採決したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新開延孝君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案を承認することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（新開延孝君）

賛成全員であります。よって、議案第48号については提案どおり承認することに決定いたしました。

最後に報告に移ります。

事務局よりお願いします。

○事務局（田中道博君）

報 告

1. 農地法第18条第6項の規定による通知について

下記農地について農地法第18条第6項の規定による通知書を受理したので報告する。

こちらにつきましては、合意解約に関する内容です。

受理番号1番、受理月日、平成29年6月26日。農地の所在、〇〇、地目・田、面積1,565平米。賃貸人、福岡市中央区天神4丁目10番12号、公益財団法人福岡県農業振興推進機構理事長、緒方義範。賃借人、〇〇。摘要条項、農地法第18条第6項の規定による通知。備考、離作料なし（利用権設定）。外22件です。

続きまして、13ページをごらんください。

2. 農地の使用貸借権設定解約届出について

下記農地について使用貸借権の設定解約届出書を受理したので報告する。

受理番号1番、受理月日、平成29年7月14日。農地の所在、〇〇、地目・田、面積958平米外2筆、合計2,553平米。使用貸人、〇〇。使用借人、〇〇。摘要条項、農地法第3条許可に伴う使用貸借権設定解約。備考、解約日、平成29年3月31日。外2件です。

以上で報告を終わります。

○議長（新開延孝君）

以上で議案及び報告は全て終了いたしました。

これをもちまして、平成29年第8回柳川市農業委員会総会を閉会いたします。本日はまことにありがとうございました。

午後3時10分 閉会

柳川市農業委員会会議規則第13条第2項の規定により、ここに署名する。

平成29年8月10日

柳川市農業委員会会長 新開延孝

会議録署名委員 梅崎和弘

〃 津村利正